

入札監理小委員会
第481回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第481回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年10月18日(水)17:02～18:34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 放射性廃棄物海外総合情報調査(資源エネルギー庁)
- 次世代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務(文化庁)
- 要介護認定適正化事業(厚生労働省)

2. その他

<出席者>

(委員)

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

(資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課 江橋課長補佐

資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課 横田係長

(文化庁)

文化庁文化部芸術文化課支援推進室 柏田室長

文化庁文化部芸術文化課支援推進室 三浦室長補佐

文化庁文化部芸術文化課支援推進室 森育成係長

(厚生労働省)

厚生労働省老健局老人保健課 鈴木課長

厚生労働省老健局老人保健課 有川介護認定係長

(事務局)

栗原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第481回入札監理小委員会を開催します。

本日は、放射性廃棄物海外総合情報調査、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務、要介護認定適正化事業の実施要項（案）、3件の審議を行います。

まず、初めに、放射性廃棄物海外総合情報調査の実施要項について、資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課、江橋課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○江橋課長補佐 ご紹介、ありがとうございます。経済産業省の江橋でございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料A-2を使いまして、本調査事業に関する実施要項（案）に対しまして説明させていただきます。まず、お手元の資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目をごらんください。2.の中に（1）業務目的・アウトカムというところがございます。こちらの最初に書いてありますとおり、我が国におきましては、これまでの原子力発電の利用に伴いまして放射性廃棄物が発生しているところでございます。その処理、処分対策を着実に進める必要があるということでございまして、これは世界共通の悩みであるというところでございます。

こういった背景を踏まえまして、本調査事業におきましては、放射性廃棄物にかかわる海外の最新の政策や事業の動向を的確に把握して、我が国の政策立案への反映を目的としたものであるということになります。この目的に照らしまして、海外の放射性廃棄物に関連する情報を収集し、それらを関係者間で参照・活用が可能な形態としてデータベースを整備するということと、幅広く情報普及を図るための情報整理・発信を行うというところを実際の内容にしてございます。

続きまして、参考資料2及び参考資料3をご確認ください。こちら、参考資料2が事業のイメージを示しているものでございます。参考資料2の右側に事業イメージという欄がございますけれども、諸外国の最終処分に関する実施状況は各国によって異なるということでございます。フィンランドやスウェーデン、フランスといったような先進国がございまして、こういったところは放射性廃棄物の地層処分というものが進んでいる国でございまして、こういった処分の先進国に対する事例を収集しまして、最新の動向を把握していくということを考えております。

加えまして、参考資料3でございまして、こちらはこの調査事業のアウトプットのイメージの1つでございます。こちら、アウトプットの1つである冊子のほうから資料

を抜粋してきたものでございますけれども、実際にはスウェーデンやフィンランド、フランスといった先進国だけではなくて、ドイツ、スイス、英国、カナダ、米国ですとか、そういった幅広い国々の動向を調べて、こういう冊子としてまとめております。こういったことをやることによって、各国の足並みですとか、どういう考え方で事業が進んでいったり、法律ができたりしているのかというところをまとめてございまして、こちらで政策の立案に反映しやすくしているということでございます。

済みません、資料A-2に戻っていただければと思います。これらの1ページ目で、今、業務の目的・アウトカムを説明させていただきましたが、これに関しましては、この後、主な変更点に絞ってご説明させていただければと思っております。この案件、前回の小委員会でもご議論いただきましたように、幾つかの課題がございました。その課題自体は、例えば2者の応札者が民間競争入札導入前年度と同じものであったということですか、あとは応札に参加した2者のうち、1者の入札者の入札額が予定価格を超過していたといったようなことが認識されております。このため、今後は幾つかの工夫を凝らして調査事業を進めてまいりたいと考えてございます。そのポイントに絞って、こちらの資料A-2について説明させていただきたいと思っております。

まず、開いていただいて2ページ目なのですが、まず、1つ目として、まず調査範囲を少し拡充させていただいております。2ページ目の中段あたりに、これまで欧米主要国を中心にやってきましたけれども、処分の計画が具体化していないロシアですとか、東欧諸国などにも少し最近、動向として動きがございまして、こういったものも情報収集して取りまとめていきたいと考えてございます。加えて2ページ目の中段から下のほうに、アジア、オセアニアに関する動向調査の記述がございまして、こちらに関しまして、これまで見ていなかった部分がありますけれども、そういった国々の動向を把握してまとめておきたいということになります。

続きまして、4ページ目でございますけれども、4ページ目の上のほうに少し実施要項(案)を修文させていただいております。これまでは2種類の冊子、「高レベル放射性廃棄物の処分について」というものと、「諸外国における放射性廃棄物関連の施設・サイトについて」という2冊の冊子をベースにして情報をどんどん更新していくということを考えておりました。今後は、既存の冊子を踏襲するということはよいのですが、各国の進捗状況を反映した改訂を行うように記載ぶりを少し変更してございます。要は、その既存の冊子、報告書の冊子の構造にこだわらずに、少し柔軟にわかりやすい形でもし提案で

きるのであれば、そういったものを受託事業者の方に提案していただいて、よりよいものにしていきたいと考えております。そういった意味で4ページ目の上のほうを少し修文させていただいております。

加えて、6ページ目でございます。6ページ目の中に、下のほうに3.で実施機関に関する事項というのがございます。こちらは平成30年度から5カ年ということで、少し契約期間を拡充させていただいております。これをやることによりまして、入札者自体が実施体制を少し構築しやすくなって、例えば人材確保がしやすくなるといった効果が期待されて、それによって入札の参加者数が増加するのではないかとということと、あとは前回のこれまでの経験から、複数年にすることによって結果的に業務の効率化というのが図れたと捉えておりますので、コストの削減も期待されるのではないかと考えております。

続きまして、7ページ目でございます。5.の(1)に入札にかかわるスケジュール(予定)というのがございます。こちら、これまでのスケジュールに対して少し工夫を凝らしてございます。これまでは入札公告から説明会まで11日間、説明会から入札の締め切りまで21日間を確保するというようなことをやっておりました。今回は、ポイントは2つございまして、トータルでこれまで30日程度だったものを40日に、入札公告から書類の提出締め切りまでを40日間に変更するというのをやっております。2つ目としましては、説明会を2回開催するというのがございます。これをやることによりまして、例えば新しく入ってくることを考えておられる入札者の方、入札希望者の方が実施要項の案を深く読み込むことができるということと、あと、それによって理解が深まると思いますので、そういったことによって実施体制を構築しやすくなるのではないかとということが期待されます。

また、説明会を2回開催しますので、例えば1回目で聞き漏らしてしまったことがあるとか、あとは1回目の説明会をやったときに入札者の数が仮に少なかったりした場合に、追加でどんどんいろいろなところに声かけをして入札参加者数を増やすような努力ができるということが期待できます。1回目の説明会の後に対策をとれるということが考えられるということでございます。

続きまして、13ページ目なのですが、情報セキュリティの欄がございまして、こちら、13ページ目から16ページ目に関しましては資源エネルギー庁のほうの最新の規定に沿って修正させていただいたということでございます。

加えまして、少し飛びますけれども、31ページ目に別紙2というのがございます。従

来の実施状況に関する情報の開示でございます。ここも幾つか工夫を凝らしていますのでご説明させていただきます。まず、1点目としましては、これまでの実施状況ということで、従来の実施に要した経費について26年度、27年度、28年度の経費を記入、追記したということでございます。それが31ページ目でございます。

続きまして、39ページ目でございます。3.に調査対象国と機関というのがございます。こちら、技術情報資料を「諸外国における高レベル放射性廃棄物の処分について」というものと、「諸外国における放射性廃棄物関連の施設・サイトについて」という2冊の冊子の作成に当たって、各国のどういうところから情報収集を行ったかというところを具体的に書いてございます。例えばスウェーデンですとSKB社と呼ばれるところから情報を入手したというところで、こういう国々を調べるときには、過去の実績として、情報収集を行ったことがわかるということになります。

同様に41ページ目でございますけれども、外注費の実績に関しましても、26年度、27年度、28年度に関して、特に支出額が多かったものの契約相手先、その支出額、契約方式といったようなものを追記させていただいております。これにより、入札希望者の方々がこの調査事業に関する理解を深めて、実施体制の構築がしやすくなったりとか、具体的な事業内容をイメージしやすくなるようになって、提案を行いやすくなるということを期待しております。

あと、最後、明記はしていないのですけれども、事業者への周知方法の改善ということで、これまでもメールとか電話で入札参加を依頼していたというのもありますし、関連学会のメーリングリストなどを活用しまして、入札の周知をしてまいりました。存在の周知をしてまいりました。今後も引き続き実施していくのですけれども、複数の学会、これまでアプローチしていなかった学会、例えば地質系の学会ですとか、そういったところにも少しお願いしてメーリングリストを活用させていただいて、周知活動を行ってまいりたいと思います。こういったことによって少しでもこの委託事業の存在、内容が認知されまして多くの民間事業者等の参入を期待したいと考えております。

私からは以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、ありがとうございます。資料A-2の2ページ目でございます。

先ほどこの真ん中あたりでロシアや東欧諸国などを含めたとお伺いしましたがけれども、この東欧諸国、具体的な国名とかはもう決まっているのでしょうか。

○江橋課長補佐 最近の動向ですと、例えばチェコとかが廃棄物に関する動きがあったりしますので、そういったところを少し考えております。当然、例えば1年後とかどうなっているかわからないですけれども、その都度、東欧諸国などの動向を見まして、必要であれば情報収集を行っていきたくと考えております。

○辻専門委員 それは受託者の側で、自分でアンテナを広げて、東欧に関するアンテナを広げて、何か動きがあれば自分でさらってくる、拾ってくるということはあると思うのですけれども、所管省庁さんのほうで独自にどこそこの国でこういう動きがあるから、お願いしていいかみたいな、そういう働きかけもあるのでしょうか。

○江橋課長補佐 それは必要に応じてやってまいりたいと思います。例えばですけれども、国際機関とかのホームページとかでは、OECDとかの国際機関のホームページとかでは、いろいろな国の情報とかが更新されていますので、そういったもの、例えば当庁のほうでも確認しつつ、漏れがないように進めてまいりたいと思います。

○辻専門委員 わかりました。それから、続いて24ページ目でございます。各年度のデータの登録実績だと思うのですけれども、これは外国語表記でタイトルが載ってまして、この各文書のボリュームというか、A4何ページとか、そういう情報というのは公開なされないのでしょうか。

○江橋課長補佐 ご質問、ありがとうございます。こちらは各1件、1件がどういう情報かというのをもう既に今ホームページのほうで公開させていただいております。ですので、それは1件、1件がどれぐらいのボリュームかというのは確認することは可能でございます。

○辻専門委員 ホームページというのは、省庁さんのWebサイト上ですか。

○江橋課長補佐 省庁のWebサイトではなくて、現時点では今受託している受託者のホームページの中にあるということでございます。

○辻専門委員 それは一般の方でも見れるデータベースなんですか。

○江橋課長補佐 誰でもアクセス可能でございます。

○辻専門委員 でしたら、そのデータベースのURLが何か張っておいていただけると確認できるかと思えます。

○江橋課長補佐 承知いたしました。

○辻専門委員 それから、済みません、最後なのですけれども、39ページ目でございます。39ページ目の上から6行目ぐらいですか、「以下の諸外国の機関から情報収集が行われた」と書いてございますが、具体的にどんな手段というのは公表なさるのでしょうか。

○江橋課長補佐 どんな手段とは。

○辻専門委員 例えば受動的に各機関のWebサイトを見て情報収集しただけなのか、それともより積極的に各相手方の機関にメールを出すなり、出かけていきなりして、それで情報をいただいているのかとか、そういうイメージでございますが。

○横田係長 では、かわってお答えいたします。この39ページに記載しております各社でございますけれども、これらに関しては、現在、事業を行っている事業者は彼らに対して委託業務を再委託のような形で発注しております。どういう内容を発注しているかと申しますと、例えば彼らが外部に公開する、国内の彼らのサイトかもしれないですし、彼らが国に何か申請するものかもしれませんが、そういったものに関しては申請すると同時に、その情報を伝達してくださいと。

通常ですと、例えば彼らが所属する国に対して申請する申請書類とかでは、その国が受けた後に公開することはあっても、彼ら自身が公開する、オンタイムで公開するということはなかなかないことでございます。一方で、そういった情報は、今はまだ公開はしてもらえないのだけれども、まず、1次情報としてお渡ししますよと、そういうことをしてくださいという委託業務を発注したりということを行っておりますので、各社に対してその業務を行う担当者を置いてもらい、担当者との連絡を密にとる。例えば電話ですとかメールですとか、そういったことを行えるようになっております。

例えば具体的な事例で申しますと、フランスのANDRAという組織が真ん中にございますけれども、ここでは実は彼らは地下研を持っています。その地下研で落盤事故が起こったことがございました。そういった情報も彼らは、事故があったという情報は出すものの、具体的にどういったもので、どういう状況かというものはなかなか公開されないものなのですけれども、そういった情報も1次情報として素早く彼らからいただくことで、我々としてもどういった状況になっているのか、国としてはどういう対策を今後とろうとしているのかというところがよく見えた、そういう事例がございます。

○辻専門委員 そうすると、かなり理想的な情報源がまさに相手方の中に構築されていると拝見しますけれども、今後、全く新しい事業者が受託した場合に、同様の契約上の地位を獲得できるのか。例えばこの先ほどのこのANDRAさんと信頼関係を構築して、そう

いう契約を結べるのかどうか、かなり心配なのですが、このあたり各この相手方機関というのは、通常、各国からそういう希望があれば契約を受けてくれるのか、それとも特殊な信頼関係がないと契約をしてくれないのか、そのあたりの空気感、いかがなのでしょう。

○横田係長 具体的なところまでは、今、情報を持っておりませんが、基本的には彼らは、例えば日本で言う電力会社が出資してつくっているような事業体であったりですとか、パブリックな部分はあるものの、一応、民間事業者というものがほとんどでございますので、そういった意味では業務として受けてくれるということは交渉次第で当然あるという状況があります。それ以外で申しますと、例えばこういった国々ですとか、こういった組織と懇意にしている、もしくは例えば共同研究をしているような日本のゼネコンですとか、コンサルティング会社というのが多数ございますので、そういったところに発注して業務を、彼らとの契約をとってくださるということも可能かと存じます。

その部分は、例えばこの資料で申しますと、41ページです。外注費の実績というところがございませけれども、そういったところで、例えば平成26年度の実績とかで三菱総研さんですとか、日本エヌ・ユー・エスさんとか、そういうコンサルティング会社等も入っているところがございますので、そういったところを仲介し、業務として取り次ぐということは十分可能な状況になっているかと考えております。

○辻専門委員 例えばこの三菱総研さん、載っていますけれども、ここに取り次ぎをお願いして、それでこの外注費の中に、例えば先ほどのフランスのANDRAさんに対して支払ったお金というのは、ここには含まれているのでしょうか。

○横田係長 ここには出ておりませんが、経理上の処理としましては、事業費というものの中に外注費以外にその他諸経費というところがございまして、その中で海外情報収集費という形で各社に業務をお願いして支払っているという形になっています。

○辻専門委員 それは何かどこか載っていますか。

○横田係長 ここには出ていないですね。ここには出ておりませんが、例えば公開はしておりませんが、確定検査等の書類上は、そういう項目はしっかり出てきておりますので確認できております。

○辻専門委員 わかりました。今伺った内容、かなり重要な内容と私個人的には思いまして、できれば差し支えない範囲で、できるだけこの実施要項の中に書いていただけると、全く新しい業者さんも自分たちが何をやらされるかというイメージがわくのかなと思います。

以上です。

○横田係長 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 ご説明、ありがとうございます。教えていただきたいのですけれども、情報収集したものをデータベースで今、受託業者さんの会社のサイトにあるということなのですけれども、その著作権、そのデータベースにある情報の著作権は経産省さんのほうにあるということですか。

○横田係長 基本的には、本件は日本版バイドール契約を結んでおりますので、まず、一義的にはデータをつくった受託事業者に所属しております。一方で、その契約の中で公共の利益に資するためということで、国が特に指定する場合には、国がそれを自由に使えるという状況になっておりますし、納品させることも可能でございます。したがって、例えば次に違う事業者が引き継ぐとなったときには、国がその公共性を示すことで、その事業者から、これは次の事業に使うから無償で我々に使わせなさいと。一方で、著作権は当然ありますので、そこのデータに上積みする分は新しい事業者の著作権となりますけれども、そこまでの情報は著作権としては彼らにある。したがって、彼らがその情報を使って、例えば何か彼らの報告書を書きたいというときには、当然、彼らが報告書を書く権利は彼らが持っているという形になります。

○生島専門委員 以前もこの話をお聞きして、やっぱりちょっと複雑だなと思ってしまうのですけれども、もしデータベース自体の場所が仮にエネ庁さんというか、公的などころにあれば、新しい事業者さんは、そのデータベースにどんどん情報を上書きしていただくでいいのかなと思うのですけれども、データベースが事業者さんのところにあると、また一からWebサイトをつくらなくてはいけないし、それが何年かごとに毎回、毎回新しくつくるよりは、もう既にあるデータベースをどんどん乗っけていったほうがいいじゃないかなと思ったのが1点。

また、移った場合に過去のデータベース自体は、今、公益財団法人さんのサイトで私も今ちょっと見たのですけれども、出ていますと。このサイト自体は閉じなくてはいけないと思うんですね。2つあってはわけがわからなくなってしまうと思うのですけれども、でも、それは著作権が彼らにあった場合に、そのデータベースを閉じる義務というのはないのかなとか、その辺のところが本当に引き継ぎになった場合にどうなるのかなという疑問がありまして教えていただければ。

○横田係長 まず、閉じなければいけないかどうかというところなのですけれども、今、資源エネルギー庁の全体の、いわゆるデジタルコンテンツの取り扱いに関しての方針としましては、概略的に申しますと、基本的にはg o . j pドメインを取りなさいと。そこで、いわゆる国のサイトで原則取り扱ってくださいますと。一方で、g o . j pというドメインを取得するのは、民間事業者が取得するというのはなかなか難しいことだと思いますので、そこは原則ということになっているものの、同等のセキュリティ環境にあれば、そこでも構わないとなっております。その際には、事業終了後には一定期間は閉じずに、そこを維持しなさいとなっております。一定期間というのはどれぐらいかというのは、実は細かく書いておりませんので、そこは協議事項かと思っているところなのですけれども、そういう記載はしております。

したがって、例えば事業者が代わったから、新しい事業者がつくる前にすぐにバンと落ちてしまったということはずないと。一方で、そこは、ここからは私の解釈なのですが、過去の事業としてはそこまであるものは一定期間あるものの、そこが更新されることは今後ないものです。それは納品物としてコンテンツごとに納品させることは可能ですので、それを新しい事業者を引き継ぎ、新しい事業者は、そこでそれをベースにモノを加えていく。加えたモノが新しい事業者の、いわゆる所有物といいますか、権利が発生しているものであって、過去のものは権利としては前の事業者が持っているという形になりますので、過去のものをいじることは新しい事業者にはさせられない。ただ、データを増やしていく、新しいものをつけ加えていくことはできる。そういう状況でございますので、一定期間開いている間に新しいものはここですよというリンクを彼らに張らせ……。

○生島専門委員 過去の事業者に。

○横田係長 過去の事業者に張らせて、そうやって維持しなさいということを経済上、例えば設定し、新しい事業者のサイトに誘導するということが可能なのではないかと私は解釈しております。

○生島専門委員 わかりました。例えば今後、何回もやっていくときに毎回、仮に受託事業者さんがかかった場合は何個もリンクをたどっていくようなことにはなるのかなど。結構、複雑な、著作権関係もどんどん、これはここ、これはあそこという形でわりと複雑だなと思うのですが、それを御省さんのほうで一括管理されたらすっきりするような気がするのですが、そこは難しいのでしょうか。

○横田係長 基本的には、可能であれば資源エネルギー庁のホームページですとか、そう

いった関連サイトでやるというのが理想かとは思いますが、いわゆる国のドメインの中にあるサイトに関しては、セキュリティの問題がかなりあるもので、したがって、委託先とはいえ、事業者がリアルタイムに今日更新します、明日更新します、それをすぐに承認できるかという、そういうのが難しいのではないかと考え、実施していないところがございます。できれば理想かとは思いますが。したがって、国のサイトからリンクを張り、最新のところに飛ばすという形が、現状の実際やれるところかなと想像しているところです。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○川澤専門委員 よろしいですか。

○尾花主査 はい。

○川澤専門委員 ご説明、ありがとうございました。今のインターネットの掲載場所なのですけれども、おっしゃるとおり委託事業でホームページを立ち上げたのを委託先の企業のホームページ上で掲載するというは、ほかの省庁の事業でもたくさんあると思うのですが、こういったどんどん蓄積していくような事業の場合、資源エネルギー庁さんのホームページにあったほうが、より閲覧のアクセスも増えると思いますし、特にリアルタイムで更新しなければならないような情報でもないのではないかなという気もしてまして、例えば毎年度ごとのデータベースのアップデートを年度ごとにリニューアルするという形であれば、それほど手間が発生しないのではないかと思います。そこは非常に難しさというんですか、エネ庁さんのほうのホームページに掲載する難しさというのはあるのでしょうか。

○江橋課長補佐 横田の発言の繰り返しになってしまいますけれども、セキュリティの問題とかがいろいろございましてなかなか難しいと考えております。

○川澤専門委員 そうなんです。わかりました。

○横田係長 私も1点。いわゆる例えば年度ごとの更新でもいいのではないかというお話がございましたけれども、各海外の各国において処分事業が実に進展している国とかも事実上ございます。そうしますと、例えば何月に許認可申請を申請し、それが何月何日に国がそれを承認したとか、そういう情報をオンタイムに流すことで、それを例えば日本で今進めようとしている放射性廃棄物の処分の政策にリアルタイムに取り込んでいくですとか、例えば今ほんとうにオンタイムで行っておりますけれども、全国の住民説明会ですとか、そういったところで、世界各国でこういう進み方をしてましてという説明の中でも、各

国との足並みはどうなっているんだとか、そういったところをご説明していきたいという状況もございますので、そこは1年ためてというのも確かにやり方としてあると思うのですが、情報が出るたびにニュースとしての即時性を求めたいという事業として我々は考えております。

○川澤専門委員 わかりました。あと1点だけなのですけれども、先ほど39ページの部分で、調査対象国と機関について加筆いただいたかと思うのですが、これまでの調査対象でイギリスとカナダとアメリカもあるかと思うのですが、ここはこういった形での調査は実施していないということよろしいのでしょうか。

○江橋課長補佐 済みません、これ、39ページ目に載せていない国に関しましては、委託を使ってやっております。では、なぜこの39ページ目に出している5カ国は直接情報収集しているのかというと、明らかに処分に関して進んでいる国ばかりですので、それらに関してはなるべく直接取ったほうが非常に有益な情報が取れるということで、そのように進めているということでございます。

○横田係長 もし手を挙げてくれた事業者さんが、いや、うちはアメリカもカナダも直接やります、そういうチャンネルがあるんですと言っただけのでしたら、それは技術提案ということで加点対象として考えていきたいと思えます。

○川澤専門委員 もしそうであれば、この※の部分ですとかで、イギリスとカナダとアメリカについては、こうこうこうであるというようなことを書いていただけると、この調査対象国全てについて、こういった形で調査しているかわかると思えますので、ご検討いただければと思います。

○江橋課長補佐 承知いたしました。

○浅羽副主査 では、私から1点。今回、ロシアや東欧諸国を追加されるというご予定だと伺った。また、要項（案）にも明記されていると思うのですがけれども、過去のデータベースを拝見いたしますと、27ページの上から2番目で、もう既に平成27年度でロシアのデータなどが入っているのですけれども、これはどのように理解すればいいのでしょうか。この「等」の中に多分入っていたのだらうなと思うのですが、今後の事業者に対する説明等でどういうふうな仕切りになるのか教えてください。

○江橋課長補佐 例えばロシアに関しましては、これまでほとんど言ってしまう動きがなかったわけなのですけれども、27ページ目の16番目に示したものは、拾えた形で載せたということでございます。ロシアのほうでは、例えば今、地下研究施設の計画とかが

ございまして、今後、そういったものが進んでくる場合には、我が国でロシアはどうなっているのかというふうに問われる可能性がございますので、少しこれまでよりもクローズアップして調べておいたほうがよいという判断で載せさせていただいたということがございます。

○浅羽副主査 私が少しだけ懸念したのは、先ほど辻委員が言ったことと少しかかわるのですけれども、過去、こういう国などをやってくださいと言っている中に入っていなかったものがロシアだとあって、こういうふうに広がってしまうのかなというような、あるいは広がる場合にはどういう経緯をもって広がる可能性があるのか。別にたまたまいろいろとやっていたらいい情報があったので紹介しますでしたら、どうってことはないと思うのですけれども、突然、これもこういうのが入ったのでやってくださいというふうにならないんだよとか、あるいはなる可能性があるのか。そこだけが気になっての質問でございます。

○江橋課長補佐 基本的に実施要項（案）を超えたものは、こちらから要求するつもりはございません。委託事業者に対して著しく超えるようなものを要求する意図はございませんので、その点はしっかり確認しながらやっていきたいと思っております。

○横田係長 私も補足しますと、例えば今回、ご指摘いただいたように、ロシアの情報は既に出ているじゃないかと。これは当時、事業者の方から、ロシアの情報を取れとは書いていないけれどもヨーロッパ全体の話として加えておきますねという話もあり、彼らがこの業務を行っていく上で必要と感じ、入れたものと理解しておりますし、無理な注文をしているつもりは一切なかったものです。一方で、例えば今回、新しく一般競争入札を行っていくという上で、このいわゆる実施要項を、応札したいなと考えている者が読んだときに、ロシアとか東欧はないんだと、主要西側諸国を押さえていけばいいのだという理解がまずあったとします。

そのときにやはり今、江橋から申しましたようにロシア等でも少し進展があるということをお我々は意識しているものですから、それは具体的に書いておいたほうが良いと考えたところ、もう一つは、例えば、じゃあ、もともと今やっている事業者にしてみると、ロシアとか東欧は少し進みつつあるなというのは肌で感じている部分が多分あるとお我々はお思っておりますので、そうすると技術提案の際に彼らは、いや、我々はロシアも東欧も情報をチェックしますと言ってくると加点対象になるのですけれども、そうすると知らない業者さんしてみると、え、そんなものもあるのとなるとちょっと、いわゆる情報を既に持

っている者と新しく入る者の不公平感もあるということで、具体的に我々が必要と考えている国々に対しては書いてしまおうということを意識して、こういう書き方を今回してみました。

○尾花主査 では、9ページの開示する資料の評価項目一覧と評価手順書というのは、どこかにございますか。

○江橋課長補佐 申しわけありません。資料から落ちているかもしれないので、確認して対応させていただきたいと思います。

○尾花主査 事務局の皆様、1者応札が続いている案件だと、評価の仕方が従来の業者に有利かどうかというのを一応、検証して、見させていただいた上でやり尽くしたという前提で次のステップに行くのだと思うので、今回、やっておいたほうがよろしいのではないかと思うんですね。どういう形でやりましょうか。メールで私どもに見せていただくとか。

○江橋課長補佐 評価手順書に関して。

○尾花主査 そうですね。たくさん情報開示とか、改善はしていただいていると思うんですね。本件は2期目なので、2期目でできる限りのことをやって評価を見てどういう判断をされるかって、きっと御庁内で考えると思うのですけれども、この場で評価手順書って見ていないと、また、次にまた見なくてはいけなくなって積み残しになってしまうように思うので、そこを拝見させていただいて、もしくは事務局で見ていただいて、従来の受託事業者に有利になっていないかどうかとか、新しく応札しようという業者が何点ももらえるのかどうかというのが明確にわかるようになっていくかどうかというのを見ていただいて、共有した上で次、実施要項、審議終了という感じにしたほうが良いと思うのですが。

○事務局 事務局で資料セットの確認漏れをしており、申し分けございませんでした。今、尾花先生がおっしゃられたように、評価基準書を事務局で精査しまして、問題なければ、改めて委員の先生方にお示しするような形で、メール等で確認をしていただく形にさせていただきます。

○尾花主査 わかりました。あと1点だけ。1ページ目の定形の表題部分、見出し部分にアウトカムと入れていただいて、成果の審議会等の資料として活用するというのを加えていただいたのですが、これの主語が御庁になっているほうがよいかなと思います。結局は、私ども要項を見るとき、この目的との対比で質を拝見するのですけれども、質については基礎情報の収集だけを求めている、国民の信頼感の醸成とか審議会での資料の活用というのは、むしろ御庁主体でなさることなので、少し工夫していただくほうが業務のイメージ

を入札される方、わかりやすいのではないかと思われましたので、お任せします。ご検討ください。

○江橋課長補佐 承知いたしました。

○辻専門委員 あと最後、1点だけ、済みません。4ページ目でございます。著作権等の扱いでございます。本件、恐らく海外の文献を日本語に翻訳するという作業が入ると思いますが、その場合、恐らく著作権のほかに著作者人格権が翻訳家の方に発生するかと思われます。その場合、せっかくつくっていただいた翻訳物をいじったりとか、困難になる可能性がございますので、例えば著作者人格権を行使させないとか、そんなような、少しケアしたような、ケアをするような条項、そのあたり、人格権について詳しい弁護士さんとかと議論して、入れてみることをご検討いただければと思われました。

以上です。

○江橋課長補佐 承知いたしました。

○尾花主査 それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 先ほどお話ししましたように、積み残しの部分については後ほどメール等でご照会させていただきたいと思えます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思えますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

（資源エネルギー庁退室・文化庁入室）

○尾花主査 お待たせいたしました。続いて、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務の実施要項（案）について、文化庁文化部芸術文化課支援推進室、柏田室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度で願います。

○柏田室長 よろしくお願ひいたします。この新進芸術家育成事業の運営業務でございますけれども、平成27年度に民間競争入札の対象として選定されまして、今年で3年目になります。まず、こちらの契約状況の推移の表をごらんいただきたいと思います。28年度から総合評価落札方式を始めまして、応札者は2者、29年度も2者応札ということで落札率は94%でございました。予定価格の作成に際しましては、技術審査で得点が高かった民間事業者の見積もりをもとに市場価格等を踏まえて積算しておりまして、入札の結果として1者は予定価格を超えた金額で入札したということで、近畿日本ツーリストが落札しております。

本年6月に行われました本小委員会において指摘を受けました内容につきまして修正しておりますので、そこをご説明させていただきます。3点ありまして、1点目が予定価格の積算の仕方についてのご指摘でございまして、従来、1者の見積もりを参考にいろいろ市場価格等、踏まえて積算しておりましたけれども、30年度の入札に当たりましては新たに落札した業者の見積もりだけではなくて、過去に落札した他の業者の情報なども加えて新たに算定する予定としております。

2点目が、この運営業務につきましては、特定業種でなくてもできる業務であるので、例えば事業名の工夫などによって参入業者を増やすなど考えられないかということでございまして、事業名についてはいろいろ庁内でも議論したのですけれども、例えば何々建設工事とか、一言でわかりやすいような業務であればいいのですけれども、本業務については運営業務ということでWebサイトの開設でありますとか、芸術団体が提出する書類のチェックでありますとか質問対応、それから、審査委員会の運営等多岐にわたります、なかなか一言で表記するのが困難ということで、実際、実施要項で確認していただくしかないかなということで、やはり総括すると運営業務というのが一番ぴったり来るのかなということでございまして、ただ、委員ご指摘の参入業者を増やす工夫としては、中に別紙2というところについておりまして、その4のところに事業の主な流れということで少しでも業務内容をわかりやすくして理解していただくということで、図示して今回掲載しております。

それから、3点目が、民間事業者が創意工夫と経費節減をやりやすい内容にできないかということでございまして、今回、変更点としては審査員の数が今まで40名と多かったので、今回は25名に削減して少しですけれども業務を減らしております。それから、人件費の積算を業者が行いやすくするというので、契約業務に関する前年度の団体数を参

考的に明示しております。それが4ページと9ページで、4ページでは29年度の採択団体は51団体で、うち5月契約が29団体、6月契約が3団体、8月契約が1団体、9ページは、これは4月に契約しなければいけない次年度の契約業務がどのくらいあるかということで、それは採択の51団体中18団体、これは3月までに次年度の契約手続きに関する業務が発生しますよということを知りやすく数字で示しております。

それから、スタッフの必要人数につきましては、これも別紙2のところに掲載しておりますけれども、別紙2の2番、従来の実施に要した人員ということで、ここもある程度わかりやすくするというので、29年度の契約ベースでございますけれども、通年では大体3人ぐらい、ただ、繁忙期とか生産時期とか、こういった人数が必要になってきますということを明示しております。

それから、その他としては、9ページでございますけれども、確保されるべきサービスの質として、安定的な質の担保を図るということでおおむね「適切に対応できていた」、また、「おおむね適切にできていた」という割合を前回の60%から、今回、80%に変更しております。

それから、14ページから15ページでございますけれども、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標ということで、評価方法における加点項目について、全省庁統一の取り扱いとしてワーク・ライフ・バランス等に関する記載を加えております。

それから、これはまた別紙2になりますけれども、前年度より変動の大きい項目について示しております、29年度の契約時におきましては、直接スタッフを雇用する予定であるということで人件費が増えておまして、相対的に雑役務費に計上している派遣スタッフに係る費用が減額しております。それから、パブコメの実施でございますけれども、9月28日から10月14日実施しまして、3件のご意見をいただきまして、1件は文字修正等ございまして、それは修正を行いまして要項に反映しております、残り2件は、あまり本事業に関係ない意見でございましたので反映しておりません。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言を願います。

○辻専門委員 ご説明、ありがとうございます。実施要項の8ページ目でございます。8ページ目の下のほうに会議審査の出席旅費とございますが、この旅費の交通費に関して、

実績はどこかに載っているのでしょうか。

○森育成係長 実績のほうは公表しておりません。

○辻専門委員 大体幾らぐらいなんですかね。

○森育成係長 関西の方ですと、新幹線の交通費代になりますので2万5、6千円というところでしょうか。

○辻専門委員 この別紙2がございますけれども、恐らく22ページ目の次が別紙1で、それをおめくりいただくと別紙2でございます。別紙2のところに事業費とございまして、そこには旅費とございますが、この旅費は先生方の旅費ではなくて、この受託者の方の旅費という理解でよろしいですか。

○森育成係長 委員の方の旅費も含まれております。

○辻専門委員 含まれているんですね。でしたら、そのあたりできればご記載いただければと思います。

それから、2点目でございます。済みません、このタイトルなのですけれども、多分、この今回の事業のポイントは、審査をした上で支払いをするという、多分、2本の柱からなっているかと思えます。今回、この別紙2の4、事業の主な流れでございまして、これは非常に今回の業務をわかりやすく表現なさっていてよろしいかなと思ったのですけれども、これを見てもこの審査委員会があつて、審査をしてもらって、その審査委員会の審査の結果に従って文化庁さんがお金を払うという状況でございますので、恐らくこれは受託者がなさっているのは、これらのメインの業務の補助に見えるんですね。そこで、例えばなのですけれども、このタイトルに関しては、この育成事業の運営補助業務とかというのが、もし可能だったらご検討いただければと思いました。

以上です。

○柏田室長 ありがとうございます。検討させていただきたいと思えます。

○尾花主査 はい。

○川澤専門委員 ご説明、ありがとうございます。先ほど事業名については、またご検討いただくということだったのですが、今回の公告に当たっての周知先といいますか、そこは恐らく特定の業種ではなくて幅広く、こういった内部管理事務を受託しているような会社さんに周知をしたほうが参加の可能性があるかと思うのですが、そのあたりの周知についてはいかがでしょうか。今後のご予定といいますか。

○森育成係長 想定といたしましては、これまで入札に応じてくださっている民間事業者

ですとか、入札説明会に参加していた民間事業者には必ずお声がけをしようかと思っております。

○川澤専門委員 もし可能であれば、それ以外にも人材派遣の会社さんですとか、内部管理事務を請け負っているような会社さんですとか、少し開拓してお声がけをして、幅広く参加者を募るといったようなこともご検討いただければと思います。

以上です。

○柏田室長 ありがとうございます。

○尾花主査 ほかに、いいですか。それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 それでは、少し細かいですが、最初のご質問の旅費については、要項案の適切などところに注釈を入れるような感じでよろしいですか。委員のものも含むと。

○柏田室長 はい。

○事務局 それから、運営補助業務とか運営支援業務とか、名称は検討を文化庁にさせていただくということで、幅広く周知を人材派遣会社とか内部の補助するような会社の開拓につきましては、川澤先生、どの程度か検討してもらってお返しもいただいたほうがいいですか。

○川澤専門委員 自主的にやっていたらいい。

○事務局 では、そういうことで、それを文化庁にお願いしたいと思います。

以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

（文化庁退室・厚生労働省入室）

○尾花主査 続いて、要介護認定適正化事業の実施要項（案）について、厚生労働省老健局老人保健課、鈴木課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度

をお願いいたします。

○鈴木課長 老人保健課長の鈴木でございます。それでは、ご説明をさせていただきます。お配りしておりますC-2と委員限りと書いてあります資料、これが実施要項の案になっておりますが、それとあとお手元に配付させていただいております全体的なポンチ絵を横に置いて見ていただければ、横に絵になっている、委員限りと書いておりますが、これを見ていただきながらと思っております。

まず、事業の概要ということで、実施要項を開けていただきまして、ここにあります2ページの2番の(1)、2.(1)の概要とありますけれども、今回の事業につきましては、介護保険制度につきましては、そもそも要介護認定を受けなければいけないということになっておりまして、その要介護認定は全国どこで申請しても統一された基準によって審査されることは原則基本となっているところでございます。しかしながら、自治体におきまして、この要介護認定のいわゆる判定につきまして、調査の偏りですとか、判定の偏り等があるということがございますので、それを全国的に統一させるということで、この要介護認定適正化の事業を推進しているところでございます。

業務の具体的な内容になりますが、大きく4つございます。まず、第1に2ページの(3)のイにありますが、自治体に対する技術的助言、これは認定審査会を訪問して個別に技術的助言を行うものでございまして、絵にしますと、ちょうど右側の4つ並んでおりますが、その上から2番目の技術的助言というところになります。これにつきましては、基本的に要介護認定を行っております各自治体で、要介護認定の審査会というのを開催していただいて、その合議体の中で審査をしていただくこととなりますが、そこに本省のほうと、それから、専門委員が訪問して合議体の審査を傍聴の上、適切に行われているかどうかということも含めて技術的助言を行うということになっております。これの対象につきましては、今現在、各自治体、要介護認定につきましては市町村ごと、もしくは広域連合ごとに行われるということになりますので、年間、おおむね各都道府県で1自治体、全体で47自治体を目安に訪問しているところでございます。

これの実績につきましては別添2に技術的助言事業訪問実績ということで、平成28年度の実績を載せさせていただいておりますが、28年度につきましては45審査、47合議体のほうに訪問して、この適正化の指導、助言を行ったというところになっているところでございます。

それから、続きまして大きな業務といたしまして2番目になりますが、4ページのロに

なりますけれども、業務の分析データの提供、これが大きく2つ目になります。この事業につきましても、各自治体から認定調査会の業務ですとか適正化に向けた課題を明らかにするために、今現在、各自治体で認定調査、認定の判定の結果についてデータを提出していただいている、任意で提出していただいているところがございます、今現在、全自治体、約1,900あるうちの85%の自治体からデータをいただいているところがございます。

このデータをいただいたものにつきましては、別途、厚生労働省のほうで介護保険データベースとして保管しているところがございますが、このデータベースを用いまして各自治体ごとにこの審査会がどのような結果になっているのかということについて、全国レベルとの比較、それから、県内での比較等々で立ち位置をお示しさせていただいて、それを今後の審査会の運営に役立てていただくということにしているところがございます。

なお、このデータの提出につきましては、本年6月に介護保険法の一部を改正する法律案が成立いたしましたして、来年度からは全自治体からこの要介護認定のデータが義務づけられるということになりますので、今後は100%の自治体からデータをいただいて、それをフィードバックしていくということになるという予定にしております。

それから、大きく分けまして3点目の事業といたしまして、ページは飛びますが、6ページをごらんいただければと思います。6ページの二のところの認定調査員能力向上研修会の企画・運営・講師派遣、これが3番目の大きな事業になります。この事業につきましては、各自治体で認定調査員の能力にばらつきがあるということがありますし、また、新規の認定調査員もいらっしゃることから、各都道府県単位でそれらの、そのエリア、おおむねは都道府県ですけれども、都道府県から主要なメンバー、この認定調査に係る主要なメンバーに来ていただいて、いわゆる講師研修会をするというものになっているところがございます。

この研修会につきましては、実績といたしましては、後ろの別添の3になりますが、昨年度におきますと大阪会場から金沢会場まで計10会場で行ったところがございます、カリキュラムにつきましては、その前のページの別添3にあります、2日間にわたって丸々研修を行っていただいて、ここでいわゆる自治体に戻っていただいて、各末端の調査員に対して講義を行っていただきます講師の研修を行うというような形にさせていただいているところがございます。それが大きく3点目になります。

それから、4点目が、5ページのハになりますけれども、認定調査員向け研修システム

(eラーニングシステム)の開発・運用ということになります。これは先ほどの講師ではなくて、末端で実際に認定調査を行っていただく方々、そういった方々に日々の研鑽等も踏まえて行っていただくということで、eラーニングシステムにおきましてテスト形式において、それぞれ自己研鑽を行っていただくというシステムを今行っているところでございます。これにつきましては、対象者等ここに書いておりますけれども、同時に大体ストックとしては問題300間で、30程度の試験をしていただいて、それについての結果をフィードバックするというようなことで、この今回の事業について、こういったことで末端の方々の研鑽にも資するというところで考えているところでございます。

これが事業の大まかな概要でございますが、前回の入札監理小委員会のほうのご指摘をいただいた事項につきまして変更点がありますので、それについてご説明します。まず、第1点に、9ページから10ページのところにかかりますが、入札監理委員会においてeラーニングに係る目標設定が不明瞭であるとの指摘がございました。特に9ページにあります(5)の業務の実施に当たり確保すべき質という中のニ、10ページの上にありますニのところでございますが、これまではeラーニングシステムの対象者全員ということで目標設定をしておりましたが、これにつきましては登録だけしてテストを実際受けないという方々もいらっしゃいますので、今回、その質の評価というところでは全国のテスト受講者、大体6,000から7,000人程度いらっしゃいますが、こういったところで質の評価を図るということで考えているところでございます。

それから、2点目が認定調査員の能力向上研修につきまして、アンケートにおける肯定的回答率が75%としておりましたが、もう既に目標が達成されているのではないかとということで、これは10ページのホになります。これにつきましては既に75%というものは達成されておりますので、今回は達成目標を85%に引き上げさせていただいたところになります。

それから、次が7ページになりますが、従来、実施してきました認定調査員能力向上研修会におきまして、現行受託事業者より出席の自治体の固定化が見られるということがありましたので、今現在、研修のあり方について検討を行っているところであり、若干の形態変更があり得ることを本事業の中にも記載しているところでございます。これにつきましては7ページの⑥のその他のところで、最後、赤で書いておりますが、今現在検討しているとありますので、各年度の実施、検証実施に当たっては厚生労働省老人保健課と協議を行うことということにしているところでございます。

特に先ほどの実施の場所を見ていただくと、少し偏りがあるということがございますし、また、今、方向性とすれば厚生労働省におきましては地方厚生局というところがございまして、大体、地方厚生局が各ブロック都道府県のカバーをしております。大体、ほかの業務にもそうなのですが、この厚生局が中心になって、皆さん、そこで、各都道府県の担当者等が集まっていたという、地理的な面も含めて、そういったところを設定しているところがありますので、今後は、これにつきましては厚生局単位ということも念頭に置きながら、開催につきまして検討するというところを考えているところでございます。

それから、最後になりますが、前回の説明会出席事業者への聴取の結果、公示期間が短いことが入札不実施の要因として挙げられたということでございます。それに関しましては10ページにあります、確かにこれまでは短かったということもありますので、今回は長めに設定するという予定をしておりますので、5番の(1)にありますけれども、できる限り長い期間をとりたいとして、黒字はまだ最終的には決まっておりませんが、こういったスケジュールで行いたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、ありがとうございます。少し細かいのですが、実施要項の10ページ目でございます。10ページ目の上から3行目、全国テスト受講者数とございまして、この受講者数、受講者というのはどういう定義があるのでしょうか。

○有川介護認定係長 お答えします。老人保健課の介護認定係長の有川と申します。この全国テスト受講者数は、テストを受けられた方となります。必ずしもそのテストを最後までやり遂げた方というわけではございませんが、一方で、例えば1問目を受講されて終えられた場合、その1問目だけを終えたということでテスト結果が出ますので、基本的にはテストの成績にカウントされる方というふうに考えていただければと思います。

○辻専門委員 つまり、ログインした後、1問でも回答すれば受講者とカウントされるというイメージ。

○有川介護認定係長 はい。

○辻専門委員 わかりました。

○川澤専門委員 説明、ありがとうございます。まず、1点目、7ページに赤字で加筆

いただいたところで、研修についての留意事項があるかと思えます。ここで実施形態を変更する可能性があるというふうに記載があるのですけれども、形態というよりは場所を変更する可能性があるということでもよろしいでしょうか。形態といいますと、研修、座学ではなくて違う形態というようなこともございますので、そこは状況に応じて修正いただいたほうが誤解がないのかなと思いました。

○有川介護認定係長 こちらの想定としては、今の時点で詳細が決まっていないので大変恐縮なのですが、1つ考えられるのは、これまで委託事業者が主体となって企画運営をしてきたところ、その委託先の事業者と、あと先ほど課長よりご説明差し上げました厚生局との連携という形態が考えられることから、形態の変更という形の記載ぶりをさせていただきます。

○川澤専門委員 わかりました。恐らくどういうカウンターパートなのかというところは、あまりコストにはね返ってこないと思うのですが、形態が見積もりにはね返るような違いになってしまうと誤解が生じるかと思えます。そこは説明会で説明いただくとか、少し工夫していただければと思いました。

○鈴木課長 はい。わかりました。

○有川介護認定係長 承知いたしました。

○川澤専門委員 あともう1点なのですが、先ほどの4ページ目の部分の業務分析データの提供について、これまでは85%の自治体から、これからは法改正を経て全自治体から義務づけということだったのですが、逆にこれは実施要項、内容の部分にかかわるかもしれないのですが、残りの15%の、今まで提出していなかった自治体について、丁寧に分析をする必要があるのであれば、この3ページの②の対象の部分について、各都道府県につき1自治体を訪問ということの実施要項を修正しないで大丈夫なのかなと、そのあたりいかがでしょうか。

○有川介護認定係長 今、85%の提出、残りの15%というのは、さまざまな要因がございますけれども、1つは、例えばWindowsのバージョンが対応していないとか、あとインターネット回線で、今、データを収集しておりますけれども、インターネット回線が引かれていない専用のLAN回線のみ引かれている自治体とか、あるいはご自身の自治体における個人情報保護の条例との兼ね合いで提出できないというような自治体が15%には含まれておりますけれども、いずれも提出の義務化をするとともに、そういった自治体においてもきちんと提出できるような仕組みづくりというのを次年度の4月1日から行うこと

になります。

それに伴って、あくまでも技術的助言は個別の自治体に対する細かい分析というよりは、全体の自治体の中で、ある自治体さんがどういった位置にあるかというのを統計情報に基づいて表示していただくという形になりますので、今、85%だったものが100%伸びた場合に、直ちに新たな対応が必要となるといったたぐいの対応は必要ないと考えております。

○川澤専門委員 わかりました。残りの15%の自治体が適正について特に問題があるというわけではなくて、単なるデータの提供の手段がなかったということですね。

○有川介護認定係長 そういうことでございます。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木課長 自治体のほうからの、先ほどの訪問のほうにつきましては、データがある、ないにかかわらず、自分たち、もしくは都道府県の中でこういったものについてやはり自分たちも自信がないので手を挙げてくるというところがあります。そういったところに対して別途こういうデータは収集しているのですが、そのデータも用いながら技術的助言をさせていただいているとなっていて、このデータがなければ指導ができないというわけではない。ただ、あったほうがより横との並びを見ながら指導がうまくいくということになっていますので、そこは指導の箇所数等、やり方については変更があるものとは考えておりません。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 はい。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。eラーニングシステムについて教えてください。eラーニングシステム、大事なのは恐らくソフトの部分だと思うのですが、新規の事業者さんは既存のソフト、問題とか、そういうやつですね。解説とか、それをそのまま使うということは可能なのでしょうか。

○有川介護認定係長 そのまま使うというと。

○浅羽副主査 今あるものをそのまま問題とか使えるか。

○有川介護認定係長 基本的に不定期に問題を見直していただく、要は問題を実際、1回成績が出てくる中でよい問題と悪い問題が何となく全体的に見えてきますので、定期的には厚生労働省と協議しつつ、問題の見直しというより選定をしていただく必要はあろうかと思いますが、基本的にベースとなる問題は既存のものを利用していただければ結構であ

と考えております。

○浅羽副主査 そうしますと、実施要項（案）の5ページのところのeラーニングシステムの開発・運用に関しては、問題作成とか、そういうような部分は関係ない。あくまでほんとうにシステムの開発・運用の部分で、それに付随して先ほどおっしゃられたような、悪問かもしれないものは弾いていくとか、その程度のものだということ。

○有川介護認定係長 そうですね。基本的に、ここについて新たな問題を見直しごとに大幅に修正していただくとか、あるいは新たにつくっていただくということは基本的には想定していないので、あくまでも既存の問題の手直し、あるいは仮に今後、制度の見直しがあった場合については問題の追加等については厚生労働省と協議させていただければとは考えております。

○浅羽副主査 その点については、その点というのは、問題等新たにつくる必要ないとか、そういうようなものは全体を見れば読み取れるものでしょうか。

○有川介護認定係長 そうですね。あくまでもシステム内問題数の設定がございまして、テスト問題数と問題設定がございまして。その中で基本的には、少なくとも事業者さんに新たな問題を作成する能力までは、少なくとも今回の調達で要求しておりませんので、基本的にそういった必要があれば厚生労働省が主導となって問題にこれらを追加してくださいとか、それは入れかえのタイミングで、そういったお願いをするような形になろうかと思えます。

○生島専門委員 1点だけ教えていただきたいのですが、認定適正化専門員の方が必要ということなのですけれども、これはもしどこにいらっしゃるかがわからなければ、関係機関を紹介するということなのですけれども、その候補者になる方というのはかなり大勢いらっしゃるんですか。

○有川介護認定係長 明確にその認定適正化専門員に関しては技術要件とか資格要件とかを設けておりませんので、要介護認定制度に十分な知見がある方ということであれば対象にはなり得るのですが、具体的な対象範囲というイメージがあるわけではないですね。ご紹介があった際に対象となり得る方というのをその都度、関係機関をご紹介するという文章のままのイメージでございまして。

○生島専門委員 結構、たくさんいらっしゃるということですね。対象になり得る方というのは。

○有川介護認定係長 そうです。この方でなければできないとかいうほどの限定されたも

のではないです。

○生島専門委員 なるほど。競合の業者さんが既に押さえていて、その人にアクセスできないとかということではなくて、たくさんいらっしゃる。

○有川介護認定係長 ではないです。はい。

○生島専門委員 そして、これは契約でいいんですね。正社員である必要もない。

○有川介護認定係長 ではないです。再委託みたいな形で外部の先生を招聘するというやり方は十分考えられると思います。

○生島専門委員 なるほど、なるほど。そうすると、それを評価項目のところで業務従前予定者に、そういう資格があるかとか、ノウハウがあるかということは、その提出する前にそういう方とちゃんとアクセスをして、ある程度やってくれますか、オーケーですというのを取れていけば。

○有川介護認定係長 そうですね。契約の暁にきちんとその方に引き受けていただけるということで、提案書に書いていただければ、その方が要件として適切かどうかというのを私どもで評価させていただく形になります。

○生島専門委員 じゃあ、それはもう個別の履歴書とかをチェックしてされるということなんですね。

○有川介護認定係長 そうですね。そういうことになりますね。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 済みません、実施要項5ページ目でございます。一番下のシステムについてというところでございます。先ほど浅羽委員からご指摘がございましたとおり、まず、この新規事業者からすると、これ、システムをつくと書いてあって、ひょっとすると毎年、問題を変えなければいけないのかとか、それから、ご指摘のとおり制度が変わったら新しい問題と入れかえなければいけないという部分に大きな負荷を感じるかもしれません。そこで、先ほどおっしゃっていたような問題をつくるのは厚労省さんが主体であって、そのあたりの問題を考える必要はないということをご記憶いただければと思います。

それからもう1点なのですけれども、今回の事業というのは、このeラーニングシステムの開発・運用とあったり、それから、6ページ目には研修会の実施とかございまして、恐らくかなり知的な集約された、恐らく著作物がかなり発生するのではないかと推察いたします。この実施要項について、でき上がった著作権の扱いに関する記載はどこかにあったりするのでしょうか。

○有川介護認定係長 いや、こちらの中にはないです。恐らく契約書の中で盛り込ませていただくことになろうかとは思いますが、要項の中に入れてほうが適切であるというご意見でしょうか。

○辻専門委員 そうですね。事業者側からすると、でき上がった成果物が自分のものになるのか、それとも厚労省さんのものになるのかによって、恐らく経済的な考え方も変わってくるかと思われま。

○有川介護認定係長 失礼しました。16ページでございます。著作権等の扱いの中で、納入物に関しては著作者人格権を行使しないとか、その定めは一応、この中にはございません。これ以上の内容については、先ほど申し上げたとおり、契約書においての規定になるかと思ひます。

○辻専門委員 現事業者さんについても、この条文で運用していらっしゃるのでしょうか。

○有川介護認定係長 こちらです。はい。

○辻専門委員 だと、この5ページ目を拝見すると、現在稼働しているシステムとは別に新たなシステムと書いてございますが、これは既存のシステムを著作権上、全部もらっているのであれば、そのまま使ってもいいのかなとも思ひますが。

○有川介護認定係長 それでも差し支えないです。

○辻専門委員 それは使えないんですか。

○有川介護認定係長 どちらのことでしょうか。

○辻専門委員 5ページ目の一番下ですね。現在稼働しているシステムは使えないから新たに作るようになってくるのかなと見るのですけれども。

○有川介護認定係長 こちらについては、確かにおっしゃるとおり、この部分につきましては、既存のものをそのまま利用することは可能でございます。運用だけしていただくということで。

○辻専門委員 整理すると、新たなシステムを開発しなければならない。

○有川介護認定係長 申しわけありません。こちらは不要でございます。

○辻専門委員 不要。

○有川介護認定係長 はい。

○辻専門委員 じゃあ、これは訂正されるというイメージですか。

○有川介護認定係長 そうですね。

○辻専門委員 わかりました。

○川澤専門委員 もしそうなのであれば、そもそも5ページの、今、ハで開発・運用となっていますが、これも不要ではないでしょうか。

○有川介護認定係長 「運用」という文言のみで、確かにおっしゃるとおりでございます。ちょっと宿題とさせていただいてもよろしいですか。申しわけありません。

○辻専門委員 わかりました。それから、もしも開発する必要がなくて、既存のシステムをそのまま運用するだけでよいという場合なのですけれども、その場合、新規業者からすると中身が見えないシステムをいきなり運用しろと言われると非常に困ると思います。どんなバグがあるのかわかりませんから。そこで、現状のシステムについて、どういう情報が今、ソースコードも含めてどんなものがあって、受託者に対してはどんなものが開示できるのか、例えば今までどういうシステムの不具合があったとか、そういうような情報もできればあったほうが、新規の運用担当者からすると、自分がどんな仕事をさせられるのか、どういうリスクがあるのかというのが見えやすくなるかと思われまますので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○有川介護認定係長 承知しました。

○尾花主査 21ページの評価項目一覧なのですが、加点の得点配分の軽重というか、その辺の基準はどちらかに記載がありますか。

○有川介護認定係長 明確にどこかに書かれているわけではないですね。あくまでもこの評価項目一覧において、加点が多い部分というのが今回の事業を実施する上で担当課として重要性が高いと考えている部分というところです。

○尾花主査 例えば加点30点の場合にご質問をさせていただいたのは、「すぐれている」、「すごくすぐれている」というような場合に点数を10、20とか、5とか割り付けるのでしょうか。

○有川介護認定係長 そうですね。済みません、今回、評価項目一覧の中には具体的な、例えば10点満点である10点の配分が書かれておりませんが、実際には10点満点は10段階というわけではなくて、済みません、今、手元に資料がございませんけれども、実際の評価の際はより粗い、4段階、3段階程度の評定において割り付けるということになります。

○尾花主査 それは13ページのニ、評価の手続②の評価項目の加点方法というものがどこかにあって、それを参照すればわかるということですか。

○有川介護認定係長 そうですね。この中での一番下のところにそれを記載していたつもりでしたが、申しわけありません、この別紙の中から漏れてしまっております。

○尾花主査 では、開示の観点から、きっと書かれたほうがよいかなと思います。

○有川介護認定係長 わかりました。

○尾花主査 さらに本件1者だということで、どのように評価されるのかということを通して入札業者さんは気にされると思います。例えば13ページのところでは「複数の評価者が評価を行うため」というような記載があるのですが、他の実施要項（案）等を見ますと、例えば外部の有識者からなる何名の評価委員会にて平均値をとるというような記載があります。本件についても平均して技術点を算出するとあるのですが、複数の評価者について、もし決まっておられるなら何か記載されるというのも、その評価の客観性というか、透明性という意味で入札業者を多くする試みの1つになるのではないかと思います。

○有川介護認定係長 今のところ、人数や具体的な審査員のメンバー等は決まっておりませんが、今のところ外部有識者は必ず含まれることになろうかと思いますので、その外部有識者がいるということだけでも掲載しておいたほうがよろしいという理解でよろしいでしょうか。

○尾花主査 そうですね。

○有川介護認定係長 かしこまりました。

○尾花主査 それから、最後に評価項目一覧、21ページ、22ページを拝見すると、評価項目と評価の観点というのがほぼ同じ内容のようにお見受けするのですが、何かこのあたり、御省で違った観点からわかりやすい観点みたいなものを示される予定はございますか。

○有川介護認定係長 こちらにつきましては、もちろん調達の内容にもよろうかと思えますけれども、本調達において評価項目の内容でおおむね何を評価すべきかというのはわかるであろうということで、項目と観点が基本的に同じ書きぶりになっておりますが、ほとんど内容的にはおっしゃるとおりイコールではありますので、もし同じような内容を2つ載つけるのもあまり見栄えという面でよろしくないということであれば、評価項目及び観点という形で一本化させていただいて、どちらかの記載にそろえさせていただくという形にさせていただければと思います。

○尾花主査 そのあたりは御省の判断にお任せいたします。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何

か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —